

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市農業委員会
会長 内藤 喜章

改正農業委員会法が平成 28 年 4 月に施行され、豊橋市農業委員会においては、昨年 7 月に新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決定し、新制度の農業委員会としての活動がスタートしました。

また、担い手への農地利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として明確に位置付けられ、本年 3 月に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、ここに掲げた目標の達成に向け農業委員会と地域が一体となって取り組んでいるところです。

しかしながら、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が喫緊の課題となっている中で、新規就農者や農家の子弟などの若年層を取り込んでいくためには、農業分野の働き方改革に早急に取り組んでいかなければなりません。それには、労働環境の改善・推進はもとより、経営効率の向上を目指した積極的な施策を展開していく必要があります。農業が魅力ある産業として次世代へ継承されることが、豊橋の農業を将来にわたり持続可能なものとし、国民への食糧の安定供給及び良好な景観形成に寄与するものと考えます。

こうした中、行政におかれましては、担い手育成・確保、農地の有効活用など、農業活性化に向けて様々な施策に取り組んでいただいているところであります。豊橋市農業委員会においても、人・農地等の難問が山積ではありますが、関係機関と緊密な連携を図り、農地等の利用の最適化の推進により積極的に取り組んでまいります。

つきましては、農業者の将来が希望あるものとなるよう、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により、下記のとおり改善意見を提出いたします。

記

◆耕作放棄地の発生防止・解消

農地整備事業について

近年、高齢化や後継者不足による離農者の増加、非農業者の相続に伴う農地取得等により、耕作放棄地が多く目立つようになってきた。

根本的に耕作放棄地を解消するためには、基盤整備が必要であるが、所有者負担があるため地権者の同意が得られないのが現状である。

平成 30 年度からは、農業者の負担なしで実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業も創設されたことから、地域からの要望があった場合には既存の制度と併せ地域の実情に合わせた基盤整備を積極的に取り組まれない。

◆農業への新規参入の促進

新規就農者を対象とした研修について

現在、新規就農者に対して、県、県農業会議においては就農相談窓口を設置し、年間をとおして様々な相談を行っている。

しかしながら、新規就農を希望する人の中には作目の選択に悩んでいる人が多く、また、研修先に不安を持っている人も多い。そのため、県が認定している研修機関に、より多くの作目の農家に登録してもらうよう働きかけ、多くの作目の中から新規就農者が研修機関を選択できるようにされたい。